

安全・安心な市民生活を応援

八街市消費生活センター

迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を



身に覚えのない荷物が届いた

★相談事例 1

インターネット通販会社から自分宛てに代引きで荷物が届いた。不在にしていたので、代わりに家族が代金約3千円を支払い、荷物を受け取った。送り主は自分の名前になっており、不審に思ったが、開封して内容を確認すると、全く注文した覚えのないライターだった。支払ってしまった代金を返金してほしい。

★相談事例 2

送り主不明の小包が自宅のポストに投函されていた。開封してしまっただけで、配達業者では受取拒否できないと言われた。中にはキーホルダーが入っていたが、代金は支払っていないし、クレジットカードへの請求もない。外国から送られてきたようだが、届いた商品をどう扱えばよいか。

★相談事例 3

身に覚えのない商品が届いたら、次の点に注意しましょう。身に覚えのない商品が届いたら、受け取らないようにしましょう。

家族宛てなど、受け取るべきかその場で判断できないときは、荷物を一旦持ち帰って

もらいましょう。荷物が未開封である場合、受取拒否が可能かどうか、配送業者に事情を説明して相談しましょう。仮に受け取ってしまった場合、払う必要はありません。受け取った後で、注文していない商品だと分かった場合、売買契約は成立していないため、荷物の中に請求書が入っていても支払う必要はありません。

一方、請求書が入っていない場合でも、後日クレジットカードの請求がある可能性があるので、毎月の明細書をチェックしましょう。クレジットカードに身に覚えのない請求があった場合には、クレジットカード会社に不正請求の可能性やカード番号の変更などについて相談してください。

商品が「代引き」で届いて、支払った場合は、早急に販売元・発送元に連絡しましょう。商品が「代引き」で支払い、受け取ってしまった後で、注文していないことが分かった場合は、販売元・発送元にその旨を伝え、返品・返金の交渉をしましょう。

「海外から届いた商品」の場合は安易に返送してはいけません。

消費生活センター

443・9299

月曜～金曜日（祝日を除く）

午前9時～正午・

午後1時～4時

商工観光課

443・1405

まちのわだい

岸田総理に八街産落花生をPR

8月21日(水)、北村市長は落花生業者会と共、八街市特産品落花生や八街生姜ジンジャエールなどをPRするために首相官邸を訪問しました。八街産落花生を召し上がった岸田総理から「甘味があって、とても品がある。この落花生を通じて地域がより元気になることを心から期待しております。」とお褒めの言葉をいただきました。

千葉黎明高等学校ゴルフ部男子
全国高等学校ゴルフ選手権大会で優勝

8月5日(土)・6日(火)に開催された「2024年度全国高等学校ゴルフ選手権大会」男子団体の部において、千葉黎明高等学校ゴルフ部男子が優勝し、その結果を8月20日(火)市長へ報告されました。

市長は「昨年度、創立100周年を迎えた千葉黎明高校に、今年度は全国優勝され、うれしいことばかり。さらに記録を伸ばしてほしい。」と激励し、選手からは「試合は接戦でしたが、お互い最後まで戦った。当分の間は語り合いたい。」と語り合っていました。



市内中学生がインドネシア共和国を訪問

八街市国際交流協会主催により7月31日(水)～8月6日(火)までの7日間、中学生8人がインドネシア共和国西ジャワ州チアンジュール県へ訪問し、現地の中学校で教育交流や県政府への表敬訪問を行いました。

8月25日(日)に行われた帰国報告会（解団式）では、滞在中の交流や体験を通して学んだことや、楽しかった思い出など充実した国際交流の様子が語られました。

